

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年4月28日（金）

令和5年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年4月28日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 D会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第21号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第22号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第5 議案第23号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第10号 農地法第4条第1項第8号（改正後第7号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第11号 農地法第5条第1項第7号（改正後第6号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10 番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12 番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13 番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14 番	石腰	明美	君
区域 3	高橋	宗一	君	区域 4	永野	晃	君

欠席委員

14 番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 00 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 5 年第 4 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、14 番石腰明美委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 2 名にも出席いただいております。最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3 番高橋久雄委員、4 番石射祥光委員以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、先に 1 番及び 2 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番及び 2 番案件について、8 番廣瀬委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○8 番（廣瀬正実君） 議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件及び 2 番案件を一括してご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、2 筆、いずれも現況畑、合計 789㎡でございます。

権利の種類は所有権の移転、申請理由としましては、営農拡大するためでございます。

労働力につきましては、本人 82 歳、従事日数 200 日、専業、配偶者 76 歳、従事日数 100 日、専業、子 49 歳、従事日数 70 日、兼業でございます。

～ 2 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、317㎡でございます。

譲受人は、1 番案件と同じ、権利の種類、申請理由は、1 番案件と同様でございます。

いずれの案件につきましても農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、1番及び2番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 引き続き、3番案件を上程しますが、出席されている委員の案件となるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、総会において議事に参与することができませんので、該当委員におかれましては退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時06分休憩

(本人案件のため該当委員退室)

午後2時07分再開

○議長(原田勝幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。3番案件について、8番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○8番(廣瀬正実君)

～3番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、760㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。申請理由としましては、営農継続するためでございます。

労働力につきましては、本人73歳、従事日数250日、専業、配偶者73歳、従事日数300日、専業、子45歳、従事日数320日、専業でございます。

本件につきましても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 申請理由が、営農継続となっておりますが、本件は、所有農

地が公共事業用地となりましたので、その代替地として取得するために申請されたものです。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、3番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時10分休憩

（該当委員入室）

午後2時11分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第2、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。1番及び2番案件について、8番廣瀬委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○8番（廣瀬正実君） 議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、991㎡でございます。

令和5年4月19日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

申請目的は、貸駐車場です。農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、譲受人が所有している申請地に隣接する土地は、他者が使用している車両置場ですが、売却予定のため移転してもらわなければならなくなり、隣接した申請地へ移転し、貸駐車場として使用するためでございます。

工事計画につきましては、砂利敷舗装とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

引き続き2番案件についてご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、田、244㎡でございます。

令和5年4月11日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

申請目的は、仮設工事用地のための一時転用です。農地区分は、第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

申請理由としましては、公共工事で使用する資材、機材、重機、車両置場として利用するためでございます。

工事計画につきましては、不陸整正したのち鉄板を設置します。

雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

被害防除につきましては、開口部を除いた東西南北の敷地境界線内側に工事用ネットフェンスと、根元に柵板を設置します。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について1番及び2番案件を報告のとおり許可することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番案件から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から3番案件につきましては、区域4永野委員より報告をお願いいたします。

○区域4（永野晃君） 議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る利用権の設定等について、1番案件から3番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番、2番及び3番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、548㎡でございます。

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、991㎡でございます。

3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、991㎡でございます。

1番案件から3番案件共に、権利の存続期間は、令和5年5月1日から令和8年4月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第21号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番案件から3番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第22号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について1番案件から4番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件につきましては、区域4永野委員より、2番案件につきましては、区域3高橋宗一委員より、3番及び4番案件につきましては、8番広瀬委員より報告をお願いいたします。

永野委員より報告をお願いいたします。

○区域4（永野晃君） 議案第22号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定についてのうち1番案件をご報告いたします。

本件は、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等を行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,898㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

続いて、高橋委員より報告をお願いします。

○区域3（高橋宗一君） 引き続き、2番案件について報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,237㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年5月1日から令和8年4月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。なお、借り手の方は、新規参入となり、令和5年3月16日に新規参入の面談会を経て、今回の利用権設定に至っていることをご報告させていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

続いて、8番広瀬委員より報告をお願いします。

○8番（廣瀬正実君） 引き続き、3番及び4番案件をご報告致します。

～3番案件及び4番案件について内容を説明～

3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、750㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年5月1日から令和8年4月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

4番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、2,187㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年5月1日から令和8年4月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。なお、借り手の方は、新規参入となり、令和5年3月16日に新規参入の面談会を経て、今回の利用権設定に至っていることをご報告させていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案に関して補足説明させていただきます。今までは、農地所有者の貸し手が農地中間管理機構へ貸して、借りた農地中間管理機構が農地中間管理事業の配分計画に基づいて借り手の農家さんへ貸していましたが、法改正により、この4月1日からは、今までの方法によることができなくなりました。それに伴って、県知事の同意を得ることができれば、一括で貸し借りの利用権の設定ができるという一括方式という制度を活用することとしました。本議案は、県知事の同意を得て行う一括方式によるものです。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○5番（村越重芳君） 新規参入の面談会とはどのような内容のものでしょうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 新規参入の面談会とは、農協や市の農業水産課の職員、農業委員会では、会長、地区担当委員や推進委員などが出席していただいているものです。参入者の方に対して、例えば、出荷先や契約形態がどうなっているのか、農業に対してどのような考え方もたれているのかなどについて、対面での面談をさせていただいて新規参入に至っているものです。

○議長（原田勝幸君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第22号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について1番案件から4番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番から3番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から3番案件について、4番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番（石射祥光君） 議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

て1番から3番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになってい
るため、証明願が提出されたものです。

～1番案件について内容を説明～

令和5年4月11日に、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地18筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、786.16㎡につきましては、サトイモが作付けされていました。

7筆、畑、合計2,754㎡につきましては、タマネギ、ネギ、ハクサイ等が作付けされて
おり、一部ハウス内で育苗をしているほか準備中でした。

10筆、畑、合計2,983㎡につきましては、ジャガイモ、エダマメ、ネギが作付けされ
ているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラ、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人66歳、従事日数250日、専業、配偶者59歳、従事日数200日、専業でござ
います。

引き続き、2番及び3番案件をご報告いたします。

いずれも令和5年4月13日、担当委員1名、事務局2名で現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、400㎡につきましては、栗、桃、ビワ、梅、ミカンが肥培管理されていました。

農機具の保有状況は、耕うん機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人55歳、従事日数200日、兼業、配偶者61歳、従事日数200日、兼業でござ
います。

～3番案件について内容を説明～

特例農地7筆の耕作状況をご報告いたします。

3筆、畑、合計1,768.05㎡につきましては、じゃがいもが作付けされているほか準備中
でした。

1筆、畑、737㎡につきましては、準備中でした。

1筆、田、1,000㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、489㎡につきましては、大根、タマネギが作付けされていました。

1筆、田、933㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人68歳、従事日数350日、専業、配偶者67歳、従事日数350日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第23号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番から3番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 6ページ、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分の報告についてをご説明いたします。

本件は、相続人が相続した1筆、登記地目田、426㎡についての届出でございます。

こちらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

また、相続人の方の住所地が遠方であるため、斡旋希望があるのかにつきましては、斡旋希望ありとのことでしたので、斡旋に関して委員の皆様もご協力いただきますようお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第10号、農地法第4条第1項第8号（改正後第7号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ、報告第10号、農地法第4条第1項第8号（改正後第7号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。議題において、改正後とありますのは、農地法の改正に伴い4月1日から号が繰り上がりとなったことからこのような記載となっております。

1番から9番案件となっております、転用目的は駐車場・保育施設・住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第10号、農地法第4条第1項第8号（改正後第7号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第11号、農地法第5条第1項第7号（改正後第6号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8から9ページ、報告第11号、農地法第5条第1項第7号（改正後第6号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。こちらにつきましても、農地法の改正に伴い号が繰り上がりとなっております。

1番案件から25番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、一部駐車場敷地でございます。

権利関係は、所有権の移転のほか賃借権や使用貸借権の設定でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第11号、農地法第5条第1項第7号（改正後第6号）の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時43分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員